

記載例③ 3月末に退職するため、未徴収税額（4月～5月分）を4月分で一括徴収する場合

給与支払報告
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。記載方法は、裏面を参照してください。
◎1月1日から4月30日までの間に未徴収税額がある場合には一括徴収することが義務付けられています。

[illegible]

(注1) 新規事業所で、e-TAXで給与支払報告書を提出(他市町村にも含む)した際の通知方法を選択してください。給与支払報告書の提出時に希望された受取方法と異なる受取方法を選択することはできません。

B 一括徴収				C 普通徴収	
理由	1. 異動が令和 7 年 12 月 31 日以前で、理由があったため	徴収予定日	徴収予定額 (上記「ウ」と同額)	左記の一括徴収した税額は、 <u>4 月分</u> (翌月 10 日納入期限分) で納入します。	理由
	2. 異動が令和 8 年 1 月 1 日以後で、特別徴収の継続の希望がなかったため	4 月 25 日	8,200 円		
					1. 異動が 12 月 31 日以前で、一括徴収の希望がないため 2. 5 月 31 日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収額 (ウ) 以下であるため 3. 死亡による退職であるため

提出先 〒816-8510 福岡県大野城市曙町二丁目2番1号 大野城市市税課市民税担当 TEL(092)580-1828 FAX(092)592-6286